

四半期報告書

(第110期第2四半期)

自 平成23年7月1日

至 平成23年9月30日

株式会社大光銀行

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6

(E03645)

目次

表紙

第一部 企業情報	1頁
第1 企業の概況	1頁
1 主要な経営指標等の推移	1頁
2 事業の内容	2頁
第2 事業の状況	3頁
1 事業等のリスク	3頁
2 経営上の重要な契約等	3頁
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3頁
第3 提出会社の状況	14頁
1 株式等の状況	14頁
(1) 株式の総数等	14頁
(2) 新株予約権等の状況	14頁
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	14頁
(4) ライツプランの内容	14頁
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	14頁
(6) 大株主の状況	15頁
(7) 議決権の状況	15頁
2 役員の状況	16頁
第4 経理の状況	17頁
1 中間連結財務諸表	18頁
(1) 中間連結貸借対照表	18頁
(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書	19頁
中間連結損益計算書	19頁
中間連結包括利益計算書	20頁
(3) 中間連結株主資本等変動計算書	21頁
(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	23頁
2 その他	47頁
3 中間財務諸表	48頁
(1) 中間貸借対照表	48頁
(2) 中間損益計算書	50頁
(3) 中間株主資本等変動計算書	51頁
4 その他	60頁
第二部 提出会社の保証会社等の情報	61頁

[中間監査報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月29日
【四半期会計期間】	第110期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社大光銀行
【英訳名】	THE TAIKO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 古出 哲彦
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
【電話番号】	(0258) 36-4111番（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 長野 勉
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋三丁目28番13号 株式会社大光銀行 総合企画部・東京事務所
【電話番号】	(03) 3984-3824番（代表）
【事務連絡者氏名】	総合企画部・東京事務所長 山岸 和博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大光銀行 東京支店 (東京都豊島区西池袋三丁目28番13号) 株式会社大光銀行 川口支店 (埼玉県川口市本町三丁目6番22号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度中間 連結会計期間	平成22年度中間 連結会計期間	平成23年度中間 連結会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	13,132	12,541	11,926	25,400	24,533
連結経常利益	百万円	1,323	2,152	1,473	2,881	3,173
連結中間純利益	百万円	927	1,126	1,092	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	1,603	1,781
連結中間包括利益	百万円	—	△449	1,106	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	△169
連結純資産額	百万円	60,490	61,211	62,047	61,911	61,241
連結総資産額	百万円	1,276,576	1,296,782	1,317,982	1,275,824	1,301,070
1株当たり純資産額	円	604.61	611.74	620.12	618.73	612.11
1株当たり中間純利益金額	円	9.31	11.31	10.96	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	16.09	17.87
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	4.71	4.69	4.68	4.83	4.68
連結自己資本比率 (国内基準)	%	11.68	11.83	12.02	11.67	11.86
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	24,315	9,248	13,875	10,260	18,160
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△11,448	△6,258	△11,234	△16,491	△7,573
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△353	△386	△464	△715	△787
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	百万円	42,799	25,943	35,315	23,339	33,138
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,014 [376]	1,014 [377]	1,009 [393]	992 [372]	984 [377]

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、（中間期末（期末）純資産の部合計－中間期末（期末）少数株主持分）を中間期末（期末）資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
6. 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
7. 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第108期中	第109期中	第110期中	第108期	第109期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	12,955	12,372	11,794	25,044	24,202
経常利益	百万円	1,280	2,132	1,440	2,784	3,144
中間純利益	百万円	906	1,107	1,071	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	1,563	1,746
資本金	百万円	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	千株	100,014	100,014	100,014	100,014	100,014
純資産額	百万円	60,103	60,772	61,567	61,489	60,791
総資産額	百万円	1,275,816	1,295,936	1,317,140	1,274,971	1,300,266
預金残高	百万円	1,186,232	1,206,949	1,223,930	1,185,855	1,204,157
貸出金残高	百万円	841,719	859,129	870,094	857,615	865,245
有価証券残高	百万円	346,004	355,587	367,145	352,638	345,317
1株当たり中間純利益金額	円	9.09	11.11	10.75	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	15.68	17.52
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	5.50
自己資本比率	%	4.71	4.68	4.67	4.82	4.67
単体自己資本比率 (国内基準)	%	11.69	11.83	12.02	11.68	11.86
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	996 [358]	998 [358]	995 [373]	975 [354]	969 [359]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、中間期末(期末)純資産の部合計を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。
4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
5. 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行、連結子会社及び持分法適用会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済を顧みますと、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にありましたが、サプライチェーンの立直しにより生産活動や輸出が上向くなど、国内景気は持ち直しています。一方で海外景気の動向や為替レート、株価の変動などによっては、景気が下振れするリスクが存在しております。

当行グループの主たる営業基盤である新潟県の経済につきましては、東日本大震災の影響が依然として残るなか、企業収益や個人消費などに改善の動きがみられるなど、県内景気は緩やかに持ち直しつつあります。

このような経済状況のもとで、当行グループの当第2四半期連結累計期間の連結経営成績につきましては、資金運用収益103億48百万円（前年同四半期比3億92百万円減少）、役員取引等収益10億9百万円（前年同四半期比51百万円減少）、その他経常収益3億70百万円（前年同四半期比2億18百万円増加）などにより経常収益は119億26百万円（前年同四半期比6億15百万円減少）となりました。また、資金調達費用5億65百万円（前年同四半期比3億47百万円減少）、営業経費72億98百万円（前年同四半期比2億15百万円減少）、その他経常費用16億92百万円（前年同四半期比8億80百万円増加）などにより経常費用は104億53百万円（前年同四半期比64百万円増加）となり、その結果、経常利益は14億73百万円（前年同四半期比6億79百万円減少）となりました。

これらにより、当第2四半期連結累計期間の純利益は、特別利益4百万円、特別損失75百万円、法人税等合計3億円などにより10億92百万円（前年同四半期比34百万円減少）となりました。

当第2四半期連結会計期間末における連結財政状態につきましては、総資産1兆3,179億82百万円（前年度末比169億12百万円増加）、純資産は620億47百万円（前年度末比8億6百万円増加）となりました。主要科目につきましては、貸出金8,699億91百万円（前年度末比48億39百万円増加）、有価証券3,672億64百万円（前年度末比218億44百万円増加）、預金1兆2,238億93百万円（前年度末比197億75百万円増加）となりました。

①国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は国内業務部門94億6百万円（合計に対する割合96.2%）、国際業務部門3億75百万円（合計に対する割合3.8%）となりました。

役員取引等収支は国内業務部門2億26百万円（合計に対する割合99.5%）、国際業務部門1百万円（合計に対する割合0.5%）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	9,456	371	—	9,828
	当第2四半期連結累計期間	9,406	375	—	9,782
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	10,363	408	30	10,740
	当第2四半期連結累計期間	9,969	394	15	10,348
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	906	36	30	912
	当第2四半期連結累計期間	562	18	15	565
役員取引等収支	前第2四半期連結累計期間	298	0	—	299
	当第2四半期連結累計期間	226	1	—	227
うち役員取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,054	6	—	1,060
	当第2四半期連結累計期間	1,003	6	—	1,009
うち役員取引等費用	前第2四半期連結累計期間	755	5	—	761
	当第2四半期連結累計期間	776	5	—	782
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	△29	228	—	198
	当第2四半期連結累計期間	68	15	—	83
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	360	228	—	588
	当第2四半期連結累計期間	183	15	—	198
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	389	—	—	389
	当第2四半期連結累計期間	114	—	—	114

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

2. 「相殺消去額(△)」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

②国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門の預金・貸出業務及び為替業務を中心に10億9百万円となりました。
一方、役務取引等費用は、国内業務部門を中心に7億82百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,054	6	—	1,060
	当第2四半期連結累計期間	1,003	6	—	1,009
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	262	—	—	262
	当第2四半期連結累計期間	247	—	—	247
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	374	5	—	379
	当第2四半期連結累計期間	362	5	—	368
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	35	—	—	35
	当第2四半期連結累計期間	33	—	—	33
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	18	—	—	18
	当第2四半期連結累計期間	31	—	—	31
うち保護預り・貸金 庫業務	前第2四半期連結累計期間	2	—	—	2
	当第2四半期連結累計期間	2	—	—	2
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	18	1	—	20
	当第2四半期連結累計期間	14	1	—	15
うち投信・保険窓販 業務	前第2四半期連結累計期間	274	—	—	274
	当第2四半期連結累計期間	219	—	—	219
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	755	5	—	761
	当第2四半期連結累計期間	776	5	—	782
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	69	5	—	75
	当第2四半期連結累計期間	67	5	—	73

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
2. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

③国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,204,350	2,566	—	1,206,917
	当第2四半期連結会計期間	1,221,377	2,516	—	1,223,893
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	372,198	—	—	372,198
	当第2四半期連結会計期間	381,703	—	—	381,703
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	824,597	—	—	824,597
	当第2四半期連結会計期間	831,740	—	—	831,740
うちその他	前第2四半期連結会計期間	7,555	2,566	—	10,121
	当第2四半期連結会計期間	7,932	2,516	—	10,448
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,204,350	2,566	—	1,206,917
	当第2四半期連結会計期間	1,221,377	2,516	—	1,223,893

- (注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
 2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 4. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

④貸出金残高の状況

○業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	859,047	100.00	869,991	100.00
製造業	96,822	11.27	95,407	10.97
農業、林業	5,478	0.64	6,669	0.77
漁業	155	0.02	211	0.02
鉱業、採石業、砂利採取業	2,613	0.30	2,543	0.29
建設業	77,700	9.04	72,913	8.38
電気・ガス・熱供給・水道業	600	0.07	700	0.08
情報通信業	4,175	0.49	4,003	0.46
運輸業、郵便業	19,123	2.23	20,451	2.35
卸売業、小売業	88,962	10.36	89,703	10.31
金融業、保険業	18,207	2.12	22,684	2.61
不動産業、物品賃貸業	86,015	10.01	87,627	10.07
サービス業等	101,114	11.77	100,550	11.56
地方公共団体	72,004	8.38	82,026	9.43
その他	286,066	33.30	284,495	32.70

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。
 2. 海外店分及び特別国際金融取引勘定分は該当ありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加による流出48億39百万円、預金の増加による流入137億49百万円、借入金（劣後特約付借入金を除く）の増加による流入23億40百万円などにより138億75百万円の流入（前年同四半期比46億27百万円の流入増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得・売却・償還による収支△110億75百万円などで112億34百万円の流出（前年同四半期比49億76百万円の流出増加）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払2億98百万円及びリース債務の返済による支出1億64百万円などにより4億64百万円の流出（前年同四半期比78百万円の流出増加）となりました。

これにより当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は353億15百万円（前年同四半期末は259億43百万円）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間において、研究開発活動に関しては該当事項はありません。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	10,196	9,981	△215
経費(除く臨時処理分)	7,186	7,008	△178
人件費	4,047	3,997	△50
物件費	2,849	2,713	△136
税金	289	297	8
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	3,010	2,973	△37
一般貸倒引当金繰入額	△521	—	521
業務純益	3,531	2,973	△558
うち債券関係損益	146	24	△122
臨時損益	△1,399	△1,532	△133
うち株式等関係損益	△109	△299	△190
うち不良債権処理額	1,084	1,288	204
貸出金償却	370	1,207	837
個別貸倒引当金繰入額	612	—	△612
偶発損失引当金繰入額	90	33	△57
債権等売却損	10	47	37
うち貸倒引当金戻入益	—	137	137
うち償却債権取立益	—	109	109
経常利益	2,132	1,440	△692
特別損益	△22	△71	△49
うち固定資産処分損益	△12	△38	△26
うち償却債権取立益	157	—	△157
うち減損損失	72	33	△39
うち資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	95	—	△95
税引前中間純利益	2,109	1,369	△740
法人税、住民税及び事業税	175	275	100
法人税等調整額	826	21	△805
法人税等合計	1,001	297	△704
中間純利益	1,107	1,071	△36

(注) 1. 業務粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他業務収支

2. 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却

5. 株式等関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.70	1.61	△0.09
（イ）貸出金利回	2.10	2.00	△0.10
（ロ）有価証券利回	1.06	0.99	△0.07
(2) 資金調達原価 ②	1.42	1.26	△0.16
（イ）預金等利回	0.13	0.07	△0.06
（ロ）外部負債利回	2.34	0.91	△1.43
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.27	0.34	0.07

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	9.82	9.69	△0.13
業務純益ベース	11.52	9.69	△1.83
中間純利益ベース	3.61	3.49	△0.12

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	1,206,949	1,223,930	16,981
預金（平残）	1,156,207	1,174,137	17,930
貸出金（末残）	859,129	870,094	10,965
貸出金（平残）	813,820	825,062	11,242

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	898,107	911,060	12,953
法人	245,093	252,593	7,500
合計	1,143,200	1,163,654	20,454

（注）譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	254,689	253,545	△1,144
住宅ローン残高	232,864	232,084	△780
その他ローン残高	21,824	21,461	△363

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高 ①	百万円	715,949	710,850	△5,099
総貸出金残高 ②	百万円	859,129	870,094	10,965
中小企業等貸出金比率 ①/②	%	83.33	81.70	△1.63
中小企業等貸出先件数 ③	件	68,823	66,351	△2,472
総貸出先件数 ④	件	69,019	66,566	△2,453
中小企業等貸出先件数比率 ③/④	%	99.72	99.68	△0.04

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品貸貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品貸貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人）以下の企業等であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	31	429	29	369
信用状	15	154	16	126
保証	557	2,724	515	2,537
計	603	3,309	560	3,033

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	10,000	10,000
	資本剰余金	8,208	8,208
	利益剰余金	38,457	39,701
	自己株式（△）	124	125
	社外流出予定額（△）	249	249
	計 (A)	56,292	57,536
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,074	2,039
	一般貸倒引当金	3,811	3,814
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注1）	10,000	10,000
	計	15,886	15,853
	うち自己資本への算入額 (B)	15,886	15,853
控除項目	控除項目（注2） (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	72,179	73,389
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	569,021	570,044
	オフ・バランス取引等項目	2,510	2,196
	信用リスク・アセットの額 (E)	571,532	572,241
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(G) / 8%） (F)	38,373	37,998
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	3,069	3,039
	計 (E) + (F) (H)	609,906	610,240
連結自己資本比率（国内基準） = D / H × 100 (%)		11.83	12.02
（参考）Tier 1比率 = A / H × 100 (%)		9.22	9.42

(注) 1. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

2. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	10,000	10,000
	資本準備金	8,208	8,208
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	1,791	1,791
	その他利益剰余金	36,491	37,699
	その他	—	—
	自己株式（△）	124	125
	社外流出予定額（△）	249	249
	計（A）	56,117	57,325
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,074	2,039
	一般貸倒引当金	3,801	3,803
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注1）	10,000	10,000
	計	15,876	15,843
	うち自己資本への算入額（B）	15,876	15,843
控除項目	控除項目（注2）（C）	—	—
自己資本額	（A）＋（B）－（C）（D）	71,993	73,168
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	567,883	568,852
	オフ・バランス取引等項目	2,510	2,196
	信用リスク・アセットの額（E）	570,394	571,049
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（G）／8％）（F）	37,863	37,521
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（G）	3,029	3,001
	計（E）＋（F）（H）	608,257	608,570
単体自己資本比率（国内基準）＝D／H×100（％）		11.83	12.02
（参考）Tier 1比率＝A／H×100（％）		9.22	9.41

（注） 1. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

2. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当行が当該社債の元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	92	88
危険債権	277	272
要管理債権	26	28
正常債権	8,296	8,398

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月29日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	100,014,000	100,014,000	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 1,000株
計	100,014,000	100,014,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	—	100,014	—	10,000,000	—	8,208,919

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,481	5.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,458	5.45
大光従業員持株会	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6	2,672	2.67
日新火災海上保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	2,594	2.59
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	2,075	2.07
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	1,480	1.47
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	1,428	1.42
株式会社大東銀行	福島県郡山市中町19番1号	1,424	1.42
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,395	1.39
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	1,365	1.36
計	—————	25,372	25.36

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 390,000	—	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 99,324,000	99,324	同上
単元未満株式	普通株式 300,000	—	1単元(1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	100,014,000	—	—
総株主の議決権	—	99,324	—

②【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社大光銀行	新潟県長岡市大手 通一丁目5番地6	390,000	—	390,000	0.38
計	—————	390,000	—	390,000	0.38

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	※7 33,138	※7 35,315
コールローン及び買入手形	20,000	20,000
商品有価証券	121	137
金銭の信託	2,965	3,000
有価証券	※1, ※7, ※13 345,420	※1, ※7, ※13 367,264
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 865,152	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 869,991
外国為替	※6 3,960	※6 3,838
その他資産	※7 17,200	※7 4,074
有形固定資産	※9, ※10 14,366	※9, ※10 14,475
無形固定資産	713	636
繰延税金資産	5,401	5,348
支払承諾見返	2,469	3,033
貸倒引当金	△9,841	△9,134
資産の部合計	1,301,070	1,317,982
負債の部		
預金	1,204,118	1,223,893
譲渡性預金	6,025	—
コールマネー及び売渡手形	748	689
借入金	※11 4,300	※11 6,640
外国為替	0	—
社債	※12 8,000	※12 8,000
その他負債	4,940	4,643
賞与引当金	731	828
役員賞与引当金	32	16
退職給付引当金	5,187	5,022
役員退職慰労引当金	176	165
睡眠預金払戻損失引当金	209	203
偶発損失引当金	446	381
利息返還損失引当金	31	21
再評価に係る繰延税金負債	※9 2,411	※9 2,396
支払承諾	2,469	3,033
負債の部合計	1,239,828	1,255,934
純資産の部		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
利益剰余金	38,886	39,701
自己株式	△125	△125
株主資本合計	56,970	57,785
その他有価証券評価差額金	1,853	1,857
土地再評価差額金	※9 2,158	※9 2,135
その他の包括利益累計額合計	4,011	3,993
少数株主持分	259	268
純資産の部合計	61,241	62,047
負債及び純資産の部合計	1,301,070	1,317,982

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	12,541	11,926
資金運用収益	10,740	10,348
(うち貸出金利息)	8,652	8,335
(うち有価証券利息配当金)	2,038	1,960
役務取引等収益	1,060	1,009
その他業務収益	588	198
その他経常収益	152	*1 370
経常費用	10,389	10,453
資金調達費用	912	565
(うち預金利息)	788	442
役務取引等費用	761	782
その他業務費用	389	114
営業経費	7,513	7,298
その他経常費用	*2 812	*2 1,692
経常利益	2,152	1,473
特別利益	157	4
固定資産処分益	—	4
償却債権取立益	157	—
特別損失	180	75
固定資産処分損	12	42
減損損失	72	33
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	95	—
税金等調整前中間純利益	2,130	1,402
法人税、住民税及び事業税	192	285
法人税等調整額	811	14
法人税等合計	1,003	300
少数株主損益調整前中間純利益	1,126	1,102
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△0	10
中間純利益	1,126	1,092

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	1,126	1,102
その他の包括利益	△1,575	3
その他有価証券評価差額金	△1,575	3
中間包括利益	△449	1,106
親会社株主に係る中間包括利益	△448	1,096
少数株主に係る中間包括利益	△0	10

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	10,000	10,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
当期首残高	8,208	8,208
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	8,208	8,208
利益剰余金		
当期首残高	37,541	38,886
当中間期変動額		
剰余金の配当	△249	△298
中間純利益	1,126	1,092
土地再評価差額金の取崩	38	22
当中間期変動額合計	915	815
当中間期末残高	38,457	39,701
自己株式		
当期首残高	△123	△125
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0
当中間期末残高	△124	△125
株主資本合計		
当期首残高	55,626	56,970
当中間期変動額		
剰余金の配当	△249	△298
中間純利益	1,126	1,092
自己株式の取得	△0	△0
土地再評価差額金の取崩	38	22
当中間期変動額合計	915	815
当中間期末残高	56,541	57,785

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,799	1,853
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,575	3
当中間期変動額合計	△1,575	3
当中間期末残高	2,223	1,857
土地再評価差額金		
当期首残高	2,220	2,158
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△38	△22
当中間期変動額合計	△38	△22
当中間期末残高	2,182	2,135
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,019	4,011
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△38	△22
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,575	3
当中間期変動額合計	△1,613	△18
当中間期末残高	4,406	3,993
少数株主持分		
当期首残高	265	259
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1	8
当中間期変動額合計	△1	8
当中間期末残高	263	268
純資産合計		
当期首残高	61,911	61,241
当中間期変動額		
剰余金の配当	△249	△298
中間純利益	1,126	1,092
自己株式の取得	△0	△0
土地再評価差額金の取崩	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,577	12
当中間期変動額合計	△699	805
当中間期末残高	61,211	62,047

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	2,130	1,402
減価償却費	564	408
減損損失	72	33
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	95	
持分法による投資損益 (△は益)	△17	△18
貸倒引当金の増減 (△)	△635	△707
賞与引当金の増減額 (△は減少)	107	96
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△15	△15
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△39	△164
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△100	△11
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	5	△5
偶発損失引当金の増減 (△)	△126	△65
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	16	△10
資金運用収益	△10,740	△10,348
資金調達費用	912	565
有価証券関係損益 (△)	△14	282
為替差損益 (△は益)	△4	△1
固定資産処分損益 (△は益)	12	38
貸出金の純増 (△) 減	△1,536	△4,839
預金の純増減 (△)	21,097	13,749
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	—	2,340
コールローン等の純増 (△) 減	△11,000	—
コールマネー等の純増減 (△)	△101	△58
商品有価証券の純増 (△) 減	37	△15
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	276	121
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△7	△0
資金運用による収入	10,846	10,343
資金調達による支出	△1,140	△772
その他	△1,373	2,095
小計	9,321	14,442
法人税等の支払額	△72	△566
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,248	13,875
投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の増加による支出	—	△34
有価証券の取得による支出	△109,737	△77,000
有価証券の売却による収入	2,260	19,344
有価証券の償還による収入	101,466	46,581
有形固定資産の取得による支出	△174	△123
有形固定資産の売却による収入	—	26
無形固定資産の取得による支出	△73	△28
その他	—	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,258	△11,234

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△136	△164
配当金の支払額	△249	△298
少数株主への配当金の支払額	△1	△1
自己株式の取得による支出	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△386	△464
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,603	2,176
現金及び現金同等物の期首残高	23,339	33,138
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 25,943	※1 35,315

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社 2社 会社名 株式会社大光ビジネスサービス たいこうカード株式会社
(2) 非連結子会社 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。
(2) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 大光リース株式会社 株式会社東北バンキングシステムズ
(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。
(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
連結子会社の中間決算日はすべて9月末日であります。

4. 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,574百万円（前連結会計年度末は5,498百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております

（追加情報）

当中間連結会計期間末からキャッシュ・フロー見積法を適用しております。これは、第2四半期連結会計期間において、当行におけるキャッシュ・フロー見積法を適用するための体制が整備されたことによるものであります。

これにより、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ453百万円減少しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理</p>
<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>
<p>(11) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p>
<p>(12) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。</p>
<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。</p>
<p>(15) 消費税等の会計処理</p> <p>当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

【追加情報】

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。</p> <p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1. 有価証券には、関連会社の株式159百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,067百万円、延滞債権額は33,075百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は51百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,900百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は37,095百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,746百万円であります。</p>	<p>※1. 有価証券には、関連会社の株式176百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,515百万円、延滞債権額は33,265百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は61百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,785百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は38,629百万円あります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,281百万円あります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券63,524百万円及び預け金5百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金・敷金は198百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は61,849百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが44,173百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが4,095百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,211百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,612百万円</p>	<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券66,124百万円及び預け金5百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金・敷金は196百万円あります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は58,506百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,438百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが3,945百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,376百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,461百万円</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円が含まれております。</p> <p>※12. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,566百万円であります。</p>	<p>※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円が含まれております。</p> <p>※12. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,295百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>—————</p>	<p>※1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益103百万円及び償却債権取立益109百万円を含んでおります</p>
<p>※2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額96百万円、偶発損失引当金繰入額90百万円、貸出金償却406百万円、債権売却損10百万円及び株式等償却109百万円を含んでおります。</p>	<p>※2. 「その他経常費用」には、偶発損失引当金繰入額33百万円、貸出金償却1,219百万円、債権売却損47百万円及び株式等償却299百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度期 首株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100,014	—	—	100,014	
合計	100,014	—	—	100,014	
自己株式					
普通株式	382	2	—	385	(注)
合計	382	2	—	385	

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	249	2.5	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	249	利益剰余金	2.5	平成22年9月30日	平成22年12月10日

Ⅱ 当中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期 首株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100,014	—	—	100,014	
合計	100,014	—	—	100,014	
自己株式					
普通株式	389	0	—	390	(注)
合計	389	0	—	390	

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	298	3.0	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	249	利益剰余金	2.5	平成23年9月30日	平成23年12月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
※ 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	※ 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年 9月 30日現在	平成23年 9月 30日現在
現金預け金勘定 25,943	現金預け金勘定 35,315
現金及び現金同等物 25,943	現金及び現金同等物 35,315

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

前連結会計年度 (平成23年 3月 31日)

① 有形固定資産

主として現金自動預け払い機等であります。

② 無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間連結会計期間 (平成23年 9月 30日)

① 有形固定資産

主として現金自動預け払い機等であります。

② 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月 31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9月 30日)
1年内	108	99
1年超	600	642
合 計	709	741

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	33,138	33,138	—
(2) コールローン及び買入手形	20,000	20,000	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	121	121	—
(4) 金銭の信託	2,965	2,965	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	18,486	16,968	△1,517
その他有価証券	326,011	326,011	—
(6) 貸出金	865,152		
貸倒引当金(*1)	△9,664		
	855,488	861,269	5,781
(7) 外国為替	3,960	3,960	—
資産計	1,260,171	1,264,436	4,264
(1) 預金	1,204,118	1,205,459	1,341
(2) 譲渡性預金	6,025	6,025	—
(3) コールマネー及び売渡手形	748	748	—
(4) 借入金	4,300	4,335	35
(5) 外国為替	0	0	—
(6) 社債	8,000	8,089	89
負債計	1,223,192	1,224,657	1,465
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(5)	(5)	—
デリバティブ取引計	(5)	(5)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、預入期間が短期間のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1ヶ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1ヶ月未満）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

リスクフリーレートに当行の市場での信用スプレッドを上乗せしたものを割引率として、将来キャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国為替については、約定期間が短期間（1年以内）であり、これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式	884
② その他	38
合 計	923

(※1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	35,315	35,315	—
(2) コールローン及び買入手形	20,000	20,000	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	137	137	—
(4) 金銭の信託	3,000	3,000	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	18,223	16,848	△1,375
その他有価証券	348,112	348,112	—
(6) 貸出金	869,991		
貸倒引当金（*1）	△8,945		
	861,046	867,842	6,796
(7) 外国為替	3,838	3,838	—
資産計	1,289,673	1,295,094	5,420
(1) 預金	1,223,893	1,224,336	442
(2) コールマネー及び売渡手形	689	689	—
(3) 借入金	6,640	6,662	22
(4) 社債	8,000	8,069	69
負債計	1,239,223	1,239,758	535
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
デリバティブ取引計	0	0	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、預入期間が短期間のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1ヶ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

リスクフリーレートに当行の市場での信用スプレッドを上乗せしたものを割引率として、将来キャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 其他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式	897
② その他	31
合 計	928

（*）これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

※「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,370	2,380	10
	その他	980	984	4
	小計	3,350	3,365	15
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,156	1,143	△12
	その他	13,978	12,459	△1,519
	小計	15,135	13,603	△1,532
合計		18,486	16,968	△1,517

2. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,592	1,451	1,140
	債券	206,655	203,163	3,491
	国債	122,793	120,910	1,883
	地方債	37,691	36,857	833
	社債	46,170	45,396	774
	その他	23,314	22,300	1,014
	小計	232,561	226,915	5,645
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,329	1,646	△316
	債券	68,889	69,182	△292
	国債	36,814	36,987	△173
	地方債	13,153	13,202	△48
	社債	18,921	18,991	△70
	その他	23,230	25,395	△2,164
	小計	93,449	96,224	△2,774
合計		326,011	323,140	2,871

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、172百万円（うち、時価のある株式133百万円、時価を把握することが極めて困難と認められる株式0百万円、事業債39百万円）であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

II 当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	990	992	2
	その他	1,000	1,000	0
	小計	1,990	1,992	2
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,265	2,234	△31
	その他	13,968	12,621	△1,346
	小計	16,233	14,855	△1,378
合計		18,223	16,848	△1,375

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,904	1,061	842
	債券	275,287	270,052	5,234
	国債	155,933	152,781	3,151
	地方債	49,160	48,033	1,127
	社債	70,193	69,237	955
	その他	9,130	8,715	414
	小計	286,321	279,830	6,491
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,678	1,847	△169
	債券	28,006	28,133	△127
	国債	5,925	6,006	△81
	地方債	6,035	6,038	△3
	社債	16,045	16,088	△42
	その他	32,105	35,402	△3,296
	小計	61,790	65,382	△3,592
合計		348,112	345,213	2,898

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、299百万円（時価のある株式）であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成23年3月31日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年3月31日現在)
該当ありません。

II 当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成23年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年9月30日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金 (平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	2,871
その他有価証券	2,871
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	1,017
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	1,853
(△) 少数株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	1,853

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金 (平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	2,898
その他有価証券	2,898
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	1,041
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	1,857
(△) 少数株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	1,857

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成23年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	169	—	△6	△6
	買建	74	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	28	—	△3	△0
買建	28	—	3	0	
	合計	—	—	△5	△5

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

II 当中間連結会計期間

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	59	—	0	0
	買建	62	—	△0	△0
	通貨オプション				
	売建	18	—	△0	2
	買建	18	—	0	△2
	合計	—	—	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常 収益	8,652	2,575	1,313	12,541

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常 収益	8,548	2,117	1,260	11,926

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

- I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

- I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
該当事項はありません。
- II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

- I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
該当事項はありません。
- II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	612.11	620.12
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	61,241	62,047
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	259	268
(うち少数株主持分)	百万円	(259)	(268)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	60,981	61,778
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	99,624	99,623

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	11.31	10.96
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	1,126	1,092
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	1,126	1,092
普通株式の期中平均株式数	千株	99,629	99,623

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	※7 33,138	※7 35,315
コールローン	20,000	20,000
商品有価証券	121	137
金銭の信託	2,965	3,000
有価証券	※1, ※7, ※13 345,317	※1, ※7, ※13 367,145
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 865,245	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 870,094
外国為替	※6 3,960	※6 3,838
その他資産	※7 16,241	※7 3,056
有形固定資産	※9, ※10 14,365	※9, ※10 14,474
無形固定資産	704	628
繰延税金資産	5,294	5,233
支払承諾見返	2,469	3,033
貸倒引当金	△9,558	△8,816
資産の部合計	1,300,266	1,317,140
負債の部		
預金	1,204,157	1,223,930
譲渡性預金	6,025	—
コールマネー	748	689
借入金	※11 4,300	※11 6,640
外国為替	0	—
社債	※12 8,000	※12 8,000
その他負債	4,601	4,288
未払法人税等	574	281
リース債務	1,044	1,257
資産除去債務	117	117
その他の負債	2,865	2,632
賞与引当金	726	823
役員賞与引当金	32	16
退職給付引当金	5,169	5,003
役員退職慰労引当金	176	165
睡眠預金払戻損失引当金	209	203
偶発損失引当金	446	381
再評価に係る繰延税金負債	※10 2,411	※10 2,396
支払承諾	2,469	3,033
負債の部合計	1,239,475	1,255,572

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
資本準備金	8,208	8,208
利益剰余金	38,695	39,490
利益準備金	1,791	1,791
その他利益剰余金	36,904	37,699
別途積立金	21,000	21,000
繰越利益剰余金	15,904	16,699
自己株式	△125	△125
株主資本合計	56,779	57,574
^{※10} 其他有価証券評価差額金	1,853	1,857
^{※10} 土地再評価差額金	2,158	2,135
評価・換算差額等合計	4,011	3,993
純資産の部合計	60,791	61,567
負債及び純資産の部合計	1,300,266	1,317,140

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	12,372	11,794
資金運用収益	10,696	10,316
(うち貸出金利息)	8,605	8,303
(うち有価証券利息配当金)	2,041	1,961
役務取引等収益	992	939
その他業務収益	547	153
その他経常収益	136	※1 384
経常費用	10,240	10,353
資金調達費用	911	565
(うち預金利息)	788	442
役務取引等費用	739	749
その他業務費用	389	114
営業経費	※2 7,463	※2 7,251
その他経常費用	※3 737	※3 1,673
経常利益	2,132	1,440
特別利益	157	4
特別損失	180	75
税引前中間純利益	2,109	1,369
法人税、住民税及び事業税	175	275
法人税等調整額	826	21
法人税等合計	1,001	297
中間純利益	1,107	1,071

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	10,000	10,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	8,208	8,208
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	8,208	8,208
資本剰余金合計		
当期首残高	8,208	8,208
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	8,208	8,208
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,791	1,791
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	1,791	1,791
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	21,000	21,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	21,000	21,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	14,594	15,904
当中間期変動額		
剰余金の配当	△249	△298
中間純利益	1,107	1,071
土地再評価差額金の取崩	38	22
当中間期変動額合計	896	795
当中間期末残高	15,491	16,699
利益剰余金合計		
当期首残高	37,385	38,695
当中間期変動額		
剰余金の配当	△249	△298
中間純利益	1,107	1,071
土地再評価差額金の取崩	38	22
当中間期変動額合計	896	795
当中間期末残高	38,282	39,490

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
自己株式		
当期首残高	△123	△125
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0
当中間期末残高	△124	△125
株主資本合計		
当期首残高	55,470	56,779
当中間期変動額		
剰余金の配当	△249	△298
中間純利益	1,107	1,071
自己株式の取得	△0	△0
土地再評価差額金の取崩	38	22
当中間期変動額合計	896	794
当中間期末残高	56,366	57,574
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,799	1,853
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,575	3
当中間期変動額合計	△1,575	3
当中間期末残高	2,223	1,857
土地再評価差額金		
当期首残高	2,220	2,158
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△38	△22
当中間期変動額合計	△38	△22
当中間期末残高	2,182	2,135
評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,019	4,011
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△38	△22
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,575	3
当中間期変動額合計	△1,613	△18
当中間期末残高	4,406	3,993
純資産合計		
当期首残高	61,489	60,791
当中間期変動額		
剰余金の配当	△249	△298
中間純利益	1,107	1,071
自己株式の取得	△0	△0
土地再評価差額金の取崩	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,575	3
当中間期変動額合計	△717	776
当中間期末残高	60,772	61,567

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,574百万円（前事業年度末は5,498百万円）であります。</p> <p>（追加情報）</p> <p>当中間会計期間末からキャッシュ・フロー見積法を適用しております。これは、第2四半期会計期間において、当行におけるキャッシュ・フロー見積法を適用するための体制が整備されたことによるものであります。</p> <p>これにより、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ453百万円減少しております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>
	<p>(5) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>
	<p>(7) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。</p> <p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1. 関係会社の株式総額 62百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,034百万円、延滞債権額は33,049百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は50百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,898百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は37,032百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,746百万円であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 62百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,481百万円、延滞債権額は33,246百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は60百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,781百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は38,570百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,281百万円であります。</p>

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券63,524百万円及び預け金5百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金・敷金は191百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は57,754百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが44,173百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 9,604百万円</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年 3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,211百万円</p>	<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券66,124百万円及び預け金5百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金・敷金は190百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は54,560百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,438百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 9,453百万円</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年 3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,376百万円</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円が含まれております。 ※12. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。 ※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,566百万円であります。	※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円が含まれております。 ※12. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。 ※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,295百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 273百万円 無形固定資産 289百万円 ※3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額91百万円、偶発損失引当金繰入額90百万円、貸出金償却370百万円、債権売却損10百万円及び株式等償却109百万円を含んでおります。	※1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益137百万円及び償却債権取立益109百万円を含んでおります。 ※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 278百万円 無形固定資産 128百万円 ※3. 「その他経常費用」には、偶発損失引当金繰入額33百万円、貸出金償却1,207百万円、債権売却損47百万円及び株式等償却299百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	382	2	—	385	(注)
合計	382	2	—	385	

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

II 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	389	0	—	390	(注)
合計	389	0	—	390	

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

前事業年度 (平成23年3月31日)

① 有形固定資産

主として現金自動預け払い機等であります。

② 無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間会計期間 (平成23年9月30日)

① 有形固定資産

主として現金自動預け払い機等であります。

② 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	104	97
1年超	600	642
合計	704	739

(有価証券関係)

I 前事業年度 (平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式36百万円、関連会社株式26百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

II 当中間会計期間 (平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式36百万円、関連会社株式26百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	11.11	10.75
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	1,107	1,071
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	1,107	1,071
普通株式の期中平均株式数	千株	99,629	99,623

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【その他】

中間配当

平成23年11月11日開催の取締役会において、第110期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当額 249百万円

(ロ) 1株当たりの中間配当金 2円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日 平成23年12月9日

(ニ) 支払開始日 平成23年12月9日

(注) 平成23年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月16日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸野 勝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉田 昌則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若松 大輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月16日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸野 勝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉田 昌則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若松 大輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第110期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月29日
【会社名】	株式会社大光銀行
【英訳名】	THE TAIKO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 古出 哲彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大光銀行 東京支店 (東京都豊島区西池袋三丁目28番13号) 株式会社大光銀行 川口支店 (埼玉県川口市本町三丁目6番22号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取古出哲彦は、当行の第110期第2四半期（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。